

伊佐市農業委員会 11回総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月30日（月）午前8時58分から10時28分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (31人)

会長 15番 池ノ上雅典
委員

農業委員	農地利用最適化推進委員
1番委員	10番委員
2番委員	11番委員
3番委員	12番委員
4番委員	13番委員
5番委員	14番委員
6番委員	
7番委員	
8番委員	
9番委員	
	2番推進委員
	3番推進委員
	4番推進委員
	6番推進委員
	7番推進委員
	8番推進委員
	9番推進委員
	10番推進委員
	11番推進委員

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 6番委員 8番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見の聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成28年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
農業者年金の研修を受けて、該当者宅を12月から今月まで訪問し、説明していただきありがとうございました。

農業者年金制度は農家の皆さんには非常に良い制度ですので、機会がある事に推進をしていただきますようにお願いいたします。

また、2月8日に先進地研修会も計画されていますので、参加をお願いいたします。

今年もよろしくお願ひします。

本日の出席人員は15人全員で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

6番農業委員と8番農業委員に、お願ひいたします。

ただいまから総会を始めます。

諸般報告

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページから5ページになります。

農地法による合意解約が2件、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が20件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

議案第1号

議長	<p>議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。</p> <p>事務局の報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきまして説明いたします。6ページをお開き下さい。整理番号1番につきまして、譲渡し人は鹿児島市薬師にお住まいのNYさんです。譲受人は伊佐市菱刈荒田にお住まいのKSさんです。</p> <p>土地の所在地は伊佐市菱刈荒田字池ノ上74番1で地目は田、面積は3,029m²で所有権移転売買であります。</p> <p>続いて、整理番号2番につきまして、譲渡し人は伊佐市菱刈前目にお住まいのMYさんです。譲受人は伊佐市菱刈前目にお住まいのNNさんです。</p> <p>土地の所在地は伊佐市菱刈前目字宮之元3349番1、地目は田、面積は1,063m²、外1筆で、合計2,424m²で所有権移転売買であります。</p> <p>続いて、整理番号3番につきまして、譲渡し人は伊佐市大口山野にお住まいのIAさんです。譲受人は鹿児島市名山町の公益財団法人 鹿児島県地域振興公社です。</p> <p>土地の所在地は伊佐市大口山野字紙瀧1281番1、地目は田、面積は1,597m²で所有権移転売買であります。</p> <p>続きまして、利用権設定についてご説明いたします。18ページの総括表をお開き下さい。期間は3年から10年で、面積は田113,420m²、畠3,352m²、合計116,772m²です。利用権の設定をする者の数47人、設定を受ける者の数31人です。土地の明細につきましては7ページから17ページの整理番号1番から51番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の</p>

挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 ————

議

長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案いたします。

整理番号1番について14番農業委員の報告を求めます。

1 4 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、14番農業委員が報告します。

申請人・IMさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は73歳です。渡し人・KTさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は共進で、年齢は57歳です。

申請地は伊佐市菱刈川北字樋之口4193番3、外3筆で、地目は田、地積は合計4,056m²で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は1,092m²で今回の4,056m²と合計5,148m²で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1km範囲で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり農機具はトラクター1台ですが、他の作業につきましては、近所の方にお願いしてあるそうです。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付しております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。

議

長

14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということでございますので、お諮りいたします。

		整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求 めます。
		(全員挙手)
議長		全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
		整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
8番農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番につきまして、去る1月25日、現地調査を行いましたので、8番農業委員が報告いたします。 申請人・E Kさんは伊佐市大口金波田に居住され、自治会は金波田で、年齢は83歳です。渡し人・A Tさんは鹿児島県霧島市隼人町に居住され、年齢は95歳です。 申請地は伊佐市大口金波田字中牟田859番、地目は田、地積は1,015m ² で、所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は19,714m ² で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は600mで、現況はよく管理された農地で、これまでにもEさんが耕作されていたそうです。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わります。
議長		8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求 めます。
		(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 農業委員 番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番につきまして、去る1月26日に現地調査を行いましたので、7番農業委員が報告をいたします。</p> <p>申請人・MKさんは伊佐市大口小木原に居住され、自治会は停車場、年齢は68歳です。渡人・MMさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は向江、年齢は91歳であります。</p> <p>申請地は伊佐市大口平出水字春田246番2、地目は畠、地積は568m²、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は5,104m²で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は3km位に位置しておりますが、受人の実家の東20m程に位置しており、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備しております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わりります。</p>
議 長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号4番について、6番農業委員の報告を求めます。</p>

6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号4番につきまして、去る1月25日に現地調査を行いましたので、6番農業委員が報告いたします。</p> <p>申請人・MKさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会青木元、年齢は63歳。渡人・UTさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会青木元で、年齢は56歳。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈荒田字島崎2569番、1356m²。もう1筆は島崎2571番、1047m²、地目は田で、2筆合わせまして2403m²、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は13,694m²で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、息子さんが忙しい時に手伝うということでございました。通作距離は約1kmで、現況はよく管理された水田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付しております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わりります。</p>
議長	<p>6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
11番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番について、去る1月26日、申請人のTKさん立会いのもと、5番農業委員、私11番農業委員で現地調査を行いましたので11番農業委員が報告いたします。</p>

申請人・TKさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、年齢は52歳です。渡人・HKさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で、年齢は60歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字赤迫2339番1、同赤迫2340番2、同赤迫2340番4、同赤迫2340番5の4筆で、地目はいずれも田、地積は4筆合計2, 619m²で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は7, 582m²で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は50m以内で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付しております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いしまして、私の報告を終わりります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について、去る1月25日に、2番農業委員と私10番農業委員の2人で現地調査を行いましたので、私10番農業委員が報告をいたします。

申請人・YFさんは伊佐市菱刈川北1069番地に居住され、自治会は小原松山で、年齢は89歳です。渡し人・ITさんは姶良郡湧水町北方に居住されております。

申請地は、伊佐市菱刈川北字出水元181番1、地目は田、地積は4

97m²で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は8, 200m²で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100m、家の近所で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり、リースではありますが農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、行政書士に対する「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請手続きに関する委任状」が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

以上で報告は終わりますが、3点ほど補足説明をしたいと思います。

まず1点目は、本案件を許可相当と判断しました経緯について報告します。調査当日、受人を訪問し就農状況について確認しましたところ、「農業はしていない。人に任せているのでわからない。」とのことでした。ご高齢でもあり多少混乱されているせいかとも思いましたが、地区を担当されている12番推進委員および行政書士、事務局と打ち合わせ、以下の点を確認しましたので報告します。

1. 農機具は持っていないが、オペレータ付きのリースつまり外注で主な農作業（耕耘、田植え、刈取りなど）は行っている。

2. 見回りや水管理など外注できない農作業は、受け人本人が実施している。一日当たりの時間は短くても農作業に従事する日数は基準の150日を超えている。

3. 自家用飯米については受人本人が耕作している。

4. 先程の報告 第1号、12番にありましたように、以前は小作を行っていたが解約し、現在は行っておりません。

5. 平成22年12月に条件（農地法3条又は5条の許可）付きで所有権移転仮登記を行っております。

これらのことから許可相当と判断しました。

次に2点目は、本案件は農地法第3条第2項の1号及び4号に関する判断においてきわどい部分があります。農作業者の高齢化と農作業の外注化など仕組みの変化により今後も同様の案件が発生する可能性もありますので、農地法の逐条解説に基づく説明を事務局に求めたいと思います。

最後に3点目、判断において地区を担当される12番推進委員の意見が非常に参考になりました。現地調査において地域の情報に詳しい推進委員が同行されれば、もう少し速やかに解決出来たのではないかと考えます。今後の受人の動向についても見守っていただく必要があると

		思いますので、地区を担当される推進委員のご協力をよろしくお願ひいたします。報告を終わります。
議長		10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議長		なしということですが、先程10番農業委員より事務局の方に質問がございましたので、お願いします。
事務局		<p>農地法第3条第2号第1号の判断基準について。</p> <p>① 「耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地」とは、法第3条第1項の申請に係る農地等及び農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借権による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等をいう。となっております。</p> <p>② 「効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行う」と認められることについては、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して判断する。</p> <p>この場合において、農地の権利を取得しようとする者及びその世帯員等の経営規模、作付作目等を踏まえ、次の要件を総合的に勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 機械：農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。 ii 労働力：農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等で農作業等に従事する人数のみでなく、雇用によるものや、今後確保すると見込まれるものも含む。 iii 技術：農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等に限らず、農作業等に従事する者の技術をいう。なお、農作業の一部を外部に委託する場合には、農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等に加え、委託先の農作業に関する技術を勘案する。 <p>なお、農地等の権利を取得しようとする者の住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、農地等の権利を取得しようとする者及びその世帯員等以外の者の労働力を活用して農作業を行うこと多くなっていること、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない。</p> <p>③ ②の判断にあたっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるか</p>

		を厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取扱いをしないよう留意する。
		例えば、新規就農者について、農業高校を卒業しても研修を受けなければ必要な技術が確保されていると認めないとすること、まずは農地等を借りて実績を作らなければ所有権の取得は認めないとすること等の硬直的な運用は、厳に慎むべきである。としております。以上です。
議 長		事務局の説明があったわけですが、この事について質問等がござりますか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員挙手。 よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。
		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数6件について、6件の許可が決定いたしました。
		————— 議案第3号 ————
議 長		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。
1 農 業 委 員		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号1番について、去る1月25日、O司法書士、K測量士立会いのもと、7番農業委員、13番農業委員、私1番農業委員で共同調査をいたしましたので、1番農業委員が報告をいたします。
		譲受人・株式会社 B 代表取締役 K Tさんは大阪府吹田市江坂町。譲渡人・WTさんは伊佐市大口大田に居住され、自治会は大田、年齢は70歳です。

申請地は伊佐市大口小木原字大丸362番38、地目は畠、面積は2,087m²で、農地区分は第2種農地・その他農地となっております。転用目的は太陽光発電施設であります。

申請地の所在地は、マルイ農協大口工場より西側へ100mに位置し、北側は道を挟み宅地、東側と西側は畠、南側は宅地となっております。調査の結果、周囲に与える影響はないと思われます。パネル枚数は312枚、最大発電量は82.68kWとなっております。

添付書類として、全部事項証明書、地籍図、配置図、事業計画書、残高証明書、株式会社Bの定款及び登記事項、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付しております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取並びに許可が決定しました。

整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、去る1月25日、申請人の代理人・行政書士のF.Sさん立会いのもと、3番農業委員、6番農業委員、私8番農業委員の3人で共同調査をしましたので、8番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口曾木にお住まいのK.Tさん、自治会は川西。譲渡し人は伊佐市大口篠原にお住まいのM.Sさん、自治会は舟ノ川であります。

		<p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅及び車庫としての利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市大口曾木字馬場952番4、地目は畠で、地積は493m²であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、木ノ下自治会より南へ100mに位置し、南側は道路、東側は道路、北側は宅地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金内定書、土地改良区の意見書等が添付されております。調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたしまして私の報告を終わります。</p>
議 長		8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員挙手。 よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。
		整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 農業委員 番		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号3番につきまして、去る1月25日、申請人・Mさんの代理人・Tさんの立会いのもと、12番農業委員、14番農業委員、私9番農業委員の3人で共同調査をしましたので、私9番農業委員が報告をいたします。
		受人は伊佐市大口目丸にお住まいのMMさん、36歳、自治会は目丸自治会であります。渡し人は大阪市住吉区苅田にお住まいのMKさんであります。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第1種で転用目的は農家住宅です。東側に住宅が広がっている事から集落接続施設に該当すると思われます。

申請地は伊佐市大口田代字岩川内793番1、地目は田、地積は717m²であり、所在地は羽月西小から北西に2kmの位置にあり、南側は田、西側は田を挟んで住宅、北側は田を挟んで住宅、東側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状が提出されております。

調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わりります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番 農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号4番につきまして、去る1月25日、申請人の代理人・行政書士のTさん立会いのもと、会長と私4番農業委員の2人で共同調査をしましたので、私4番農業委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口目丸にお住まいのKMさんであります。譲渡し人は伊佐市大口大田にお住まいのYYさん、自治会は郡山自治会であります。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は都市計画用途地域内であるため第3種農地と判断され、転用目的は一般住宅です。

申請地は伊佐市大口大田字横手町17番1、地目は田、地積は488m²であり、所在地は大口病院から北東へ100mに位置しており、東西南北・宅地であります。周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議の方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(挙手)

議長 はい。7番農業委員。

7番農業委員 東西南北・宅地とおっしゃられたのですが、地図を見ますと西側は田が接しているのですが、こここの状況はどういう感じですか。

4番農業委員 今現在はほとんど宅地になっており、1部北東の方に少し田があるだけです。西側には昨年転用許可により2階建てのアパートが建っていますが、まだ、地目変更されていない為、地目は田になっています。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号5番につきまして、去る1月25日、申請人の株式会社Fの代理人、福井県の会社ですので、施工担当の株式会社EのKJさんが立会いました。2番農業委員と11番農業委員、私10番農業委員の3人で共同調査を行いましたので、私10番農業委員が報告いたします。

譲受人は福井県福井市大宮、株式会社F 代表取締役 SMさんです。譲渡し人は伊佐市菱刈徳辺にお住まいのYSさん、自治会は楠本自治会です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地・その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は伊佐市菱刈田中字崎山1417番84、地目は畠、地積は2,714m²であります。

申請地の所在地は、楠本渓流公園から南へ約1kmに位置しております。南側は道路を挟んで宅地、東側は畠・現況は、不耕作地です。西側も畠、ここも同じような不耕作地です。周囲に与える影響はないと思われます。

なお、太陽光発電システムの規模は、パネル数252枚、発電量が78.1kWとなっております。

添付書類として申請書、全部事項証明書、事業計画書、配置図、太陽電池モジュール説明書、経済産業省の設備認定通知書、九州電力の計画書等が提出されております。あと、株式会社Fの履歴事項全部証明書、定款、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が提出されております。

3人の調査の結果、この申請については適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数5件について、意見聴取決定並びに許可5件が決定いたしました。</p>
	————— 議案第4号 ————
議長	<p>議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について説明いたします。</p> <p>市長から農業委員会会長に、農業経営基盤強化促進法第6条第2項第6号及び農業経営基盤強化促進法施行令第1条及び第2条により団体の意見を聞くものであります。</p> <p>この構想の変更点は、現行と改正案で比較してあります。主な改正は、経営の指針となる農業経営の変更、新たに農業の経営を営もうとする者の目標所得の変更、新規就農者の農業への参入、経営規模の変更、農地のあっせん等による所得要件の緩和などの変更についてであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今事務局の説明が終わりました。委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。</p>
	(挙手)
議長	はい。
17番推進委員	10年後の見通しを書いてあるのですが、現在の耕作面積等を比較すると、面積的には増えている所もたくさんあるのですが、1人当たりの金額というのが落ちている。落ち目に10年後をみてあるなという感じがするのですが。

	<p>仮に野菜とかネギとかみたら、面積的には増えていると思うのですが、野菜+水稻を見ると、深ネギが6反から1町、水稻が6ヘクタールから7ヘクタール、相対的に面積的には増えていると思うのですが、金額的な年間所得のところが低い様な感じがするのですが、目標だからもう少し高く見てもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>これについては、担当課の方から事務局の方も聞いておりますけれども、今日は、提案者であります執行部農政係の方から来ていただきておりますので、答弁の方をしていただきたいと思います。</p>
農政課	<p>農政課・農政第2係の係長をしておりますSと申します。私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>まず、所得目標が340万から330万に下がっておりますけれども、こちらの分が所得推定の金額の方から算出してあります。そちらの方で農業生産の年齢15歳から75歳とした時の所得額が三百二十数万円になりました。このことから、330万円を所得目標として基準として定めさせていただきました。新規就農者に関しましては、その半分であります165万円という設定をしております。</p> <p>次に経営規模の面積等についてですけれども、こちらは所得目標を掲示しまして、県の姶良・伊佐地域振興局、大口駐在の方へ依頼をかけたところであります。現在、米の直接支払交付金が29年度で無くなるということで、こちらの算出のほうには、この金額を抜いた数字で計算をしてあります。プラス、現在の農薬であったり、資材であったり、そこら辺の金額等をふまえて、県の方で算出して頂いた面積等を計算しております。以上です。</p>
8番推進委員	<p>この改正は、認定農業者になるための要件、その辺の緩和というふうにからんでくるのですか。</p>
農政課	<p>今まで認定農業者の目標の金額が340万ということであったと思うのですが、推定の金額が330万、それを満たすためにどの程度の経営規模を行えばいいかというのが今回の変更になります。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p>

議案第4号、事務局の説明のとおり決定することに賛成の農業委員の
挙手を求めます

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
に係る意見聴取については、決定いたしました。

その他。事務局お願いします。

事 務 局

総会資料の29ページをお開きください。1月の月例報告をします。

去る10日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。去
る25日現地調査を一斉にしております。30日、今日が第11回農業
委員会の総会です。

2月の行事予定ですが、6日が2月の定例常設審議委員会が鹿児島市
であります。8日が県内の研修という事で大崎町の農業委員会の方に行
きます。22日が現地調査です。27日が第12回の農業委員会の総会
です。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第11回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時28分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会長 会長

伊佐市農業委員 6番委員

伊佐市農業委員 8番委員